

平成30年度 文部科学省IB教育推進コンソーシアム関係者協議会
運営規則

(1) 協議事項

- ① 国内の国際バカロレア導入の状況及び関連する課題を把握するとともに、その現状・将来に係る解決策（学校教育法第1条に定める学校に係る詳細な現状や課題・解決策を含む）について検討を行い、文部科学省その他関係者に対し提案を行う。
- ② コンソーシアムにおいて実施される取組の状況やその運営方針等を把握し、必要な改善策等について助言を行う。

(2) 構成員

- ① 関係者協議会の構成員は、次の要件のいずれかを満たす主体の代表者から、コンソーシアム事務局が文部科学省と協議して指名する。

ア 国内の国際バカロレア認定校

イ 国際バカロレア導入を検討している主体

（国際バカロレア候補校、関心校、教育機関、地方公共団体等）

ウ 国際バカロレア資格取得者の受入れ主体（大学・企業等）

エ 国際バカロレアに関係する活動・事業を実施する団体

オ 国際バカロレアに知見を有する有識者および実務家教員

- ② 関係者協議会には、文部科学省および国際バカロレア機構が、発言権を有するオブザーバーとして参加することができる。

(3) 構成員の人数、任期

構成員の人数は最大15名とする。その任期は、原則、就任した年の翌年3月末までとする。ただし、重任を妨げるものではない。

(4) 会長及び会長代理

- ① 関係者協議会に、会長を置く。
- ② 関係者協議会に、会長代理を置くことができる。
- ③ 会長は、構成員の互選により選出し、会長代理は、会長が指名する構成員をもって充てる。
- ④ 会長は、関係者協議会の議事を総括整理する。
- ⑤ 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代理する。

(5) 関係者協議会の開催

- ① 関係者協議会は、四半期ごとの開催を原則とし、必要に応じて会長が招集する。

- ② 関係者協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- ③ 会長が必要と認めたときは、関係者協議会に構成員又はオブザーバー以外の者を出席させることができる。

(6) 関係者協議会の公開について

関係者協議会については、原則的に公開するものとする。但し、内容によってはプライバシー等の問題もあるため、公開の範囲については関係者協議会において検討を行うものとする。

* 関係者協議会における公開の考え方

【公開について】

- 1) 関係者協議会は原則的として公開とする。
- 2) プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容が含まれる場合は非公開とし、その決定は関係者協議会が行う。なお、非公開により関係者協議会を運営するときは、傍聴者に退席してもらい実施する。

【公開に対する対応について】

- 1) 傍聴の対象者は関係者協議会ならびに事務局が認める者とする。また、以下に定めることにより実施する。
 - ① 会場に応じて傍聴者を制限する場合がある。
 - ② 傍聴にあたっては、協議会の運営を速やかに行うため、会長の指示に従うこととする。
- 2) 協議会の資料は傍聴者にも配布する。
- 3) 関係者協議会での発言は構成員と事務局(オブザーバー含む)のみとする。関係者協議会の席上では、傍聴者からの意見、質問等は受け付けない。
- 4) 関係者協議会の資料は原則として公開する。また、議事要旨は各構成員に確認して頂いた上で、事務局のホームページ等で公開する。